

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月7日(火)午後3時から午後4時31分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
-----	-----	----	-----	------	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地買受適格証明願いについて 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第6号 匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)に

	ついて	(別冊)
議案第7号	匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について	(別冊)
議案第8号	匝瑳市農業委員会の委員等の能率給に関する規則の一部を改正する規則(案)について	(別冊)
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

その他

- 6 事務局職員出席者  
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名  
 (市産業振興課) 職員 1名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和5年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。  
 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
 よって議事録署名委員は、10番石橋慎司委員、12番高品文敬委員を指名いたします。  
 以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第1の議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地

銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

1 1 番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る3月2日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年2月24日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において承認決定されますよう、御審議の程よろしくお

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金城ハル子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番について、質疑を打ち切ることに御異議ございません

か。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番について、採決に入ります。  
議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。  
利用権設定関係の番号2番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番を除き内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番を除き、採決に入ります。  
議案第1号について、利用権設定関係の番号2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われれます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番と2番は所有権移転に関する  
件であります。番号3番から8番までは、利用権設定に関する件であります。  
なお、番号4番と5番、7番と8番は、議案第5号の番号4番と7番の  
農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第5号  
の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

**【議案第3号、番号1番から8番について議案書を基に朗読】**

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2  
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

7番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

12番 番号4番について、譲受人は周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはない  
と思われます。

番号5番について、譲受人は周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはない  
と思われます。

9番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

6番 番号7番について、譲受人は周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはない  
と思われます。

番号8番について、譲受人は周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはない  
と思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決すると共に、番号4番と5番、7番と8番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、申請地を専用住宅用地として畑2筆合計281㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請者は現在多古町に居住していますが、成田空港の滑走路整備に伴い居住地を移転することとなり、自ら所有する申請地に専用住宅の建築を計画しています。第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に  
ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

**【議案第5号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、給油所用地として田4筆合計397㎡を借り受け計画  
するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件は  
17年前から給油所として使用しており始末書が添付されております。

番号2番について、給油所用地として田56㎡を借り受け計画するもので  
す。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件は17年前か  
ら給油所として使用しており始末書が添付されております。

番号3番について、給油所用地として田13㎡を借り受け計画するもので  
す。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件は17年前か  
ら給油所として使用しており始末書が添付されております。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑8,467㎡の内  
0.521㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ない  
と考えます。

番号5番について、太陽光発電設備用地として、畑824㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅用地として畑391㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、営農型太陽光発電設備用地として畑5,125㎡の内0.59㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は10年以上前から申請地やその周辺一帯の農地に給油所を設置しましたが、申請地の農地転用申請が漏れてしまったことが判明し、今回改めて手続きを行うものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は番号1番と同一人であり、10年以上前から申請地やその周辺一帯の農地に給油所を設置しましたが、申請地の農地転用申請が漏れてしまったことが判明し、今回改めて手続きを行うものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、番号1番2番と同一人であり、10年以上前から申請地やその周辺一帯の農地に給油所を設置しましたが、申請地の農地転用申請が漏れてしまったことが判明し、今回改めて手続きを行うものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号4番について、譲受人は再生エネルギーに関する事業を主とする会社で、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、譲受人は再生エネルギーに関する事業を主とする会社で、申請地に太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

3番 　　番号6番について、譲受人は現在家族4人で市内の賃貸住宅で生活していますが、子供が2人おり、今後の成長に伴い手狭となることを鑑み、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相

当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

6 番 番号7番について、譲受人は再生エネルギーに関連する事業を主とする会社で、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用区域農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月2日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員会委員長より報告をお願いいたします。

2 番 本件につきましては、去る3月2日、午後2時より、市民ふれあいセンター2階会議室において、匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議しました。

審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、千葉県農業会議が設定する額及び近隣市町村の状況を考慮し、畑作業一般は、現行の金額から200円増額し8,200円とすることとなりました。

標準農作業料金については、機械代金の上昇、燃料価格の値上がりにより、

千葉県農業会議が設定する額及び近隣市町の状況を考慮し、水田耕起は、現行の金額から200円増額し5,900円、水田代かきは、100円増額し6,300円、植え付けは、100円増額し7,400円、刈り取りは、100円増額し18,300円、乾燥・調製は、100円増額し2,700円、刈り取り・乾燥・調製は、1,000円増額し39,000円、育苗は、10円増額し730円、畑耕起は、200円増額し5,700円とすることとなりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)」のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 ブロードキャスターですが、10a当たり1,300円とありますが、1回散布する人や2回散布する人がおり、このような場合は相対で料金を決めてますが、もう少し詳細な料金を設定を示してもらえるとよいのですが。

事務局 通常であれば千葉県農業会議で設定している金額に準じて設定しておりますが、ブロードキャスターでの散布回数ごとの料金に関しては千葉県農業会議では設定されておきませんので、相対の話し合いでお願いしたいと思ひます。

11 番 畦塗りの料金ですが、前年比が0円ということで料金の改定がないようですが、近隣市町村と同額にすることは出来ないのでしょうか。

事務局 あくまでも目安となる料金ですので相対の話し合いでお願いしたいと思ひます。

議 長 他に質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)意見について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号について、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「匝瑳市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第7号「匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号について、採決に入ります。  
議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第8号「匝瑳市農業委員会の委員等の能率給に関する規則の一部を改正する規則(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて匝瑳市農業委員会の委員等の能率給に関する規則の一部を改正する規則(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第8号「匝瑳市農業委員会の委員等の能率給に関する規則の一部を改正する規則(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第8号について、採決に入ります。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が3件、内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地買受適格証明願について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	7件
議案第6号 匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金（案）について	(別冊)
議案第7号 匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について	(別冊)
議案第8号 匝瑳市農業委員会の委員等の能率給に関する規則の一部を改正する規則（案）について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和5年3月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。